中国国家賠償制度における精神的損害賠償

Mental compensation for damages system in the reparation by the state in China

姜　　宇　軒*

JIANG Yuxuan

（要旨）

本稿は、日本法を意識しながら、中国の国家賠償における精神的損害賠償制度に特化し、当該制度を全面的に考察・分析・紹介しようとするものである。中国の国家賠償法は、1994年において、救済対象となる精神的損害を正式に定めたものの、人身自由権の侵害に限られ、その救済方法も「影響の除去、名誉の回復及び謝罪」に限定し、金銭賠償は認めなかった。また、精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を取り入れた2010年の法改正を経ても、精神的損害賠償請求権が、依然として3条、17条とリンクされており、独立した救済制度とはなっていない。本来、人身権や財産権と対等であるはずの人格権を人身権などに依存する権利に矮小化し、人格権の法律における地位を低下させるのではないかと危惧される。精神的損害賠償の範囲が狭く限定されていること、「影響の除去、名誉の回復及び謝罪」という救済方式の形骸化、精神的損害賠償の計算基準の不明確などを克服させるためには、今後適時に国家賠償法に対する改正作業や司法解釈の制定を提言している。

キーワード：国家賠償、精神的損害賠償、中国国家賠償における精神的損害賠償

はじめに

本稿は、中国の国家賠償における精神的損害賠償制度を日本に紹介することを目的に、当該制度の由来や発展現状および問題点を明らかにしようとするものである。

精神的損害とは、苦痛とか悲しみのように、精神上被った不利益のことである。「財産的損害」に対する語であって、「無形的損害」ともいわれる。日本では、精神的損害に対する賠償金は「慰謝料」として支払われ、一定の基準に従って金銭に評価しなければならない財産的損害の賠償と異なり、裁判官の裁量によって決定されうる。精神的損害は、生命・身体等の人格的利益が侵害された場合には当然に生ずると認められているが、長年生活を共にした愛犬を殺されたケースのように、財産権の侵害の場合にも生ずると認められることがある[1]。

中国では、精神的損害を肉体的痛みや精神的苦痛および生活上の楽しみの喪失に区分すべきであるという見解も見られる[2]が、通説は、精神的損害をもたらす原因行為に着目し、それを民事不法行為における精神的損害と国家不法行為における精神的損害とに分けている。国家不法行為とは、民事不法行為（「民

* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程３年（The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University）

Journal of East Asian Studies, No.19, 2021.3.（pp.137-150）

事侵権行為」）と対をなす概念であり、国家機関やその職員がその職責と義務を履行するに際し国民に違法に損害を与える行為を指す。これには、権力的行為と非権力的行為もあれば、法律行為と事実行為もあり、作為と不作為も含まれる。民事不法行為における精神的損害は、平等な地位にある主体の間に生じ、一方の民事主体が他方の民事主体の人身権を侵害することによりもたらされる精神上の苦痛をいう。それに対して、国家不法行為における精神的損害は、国家の不法行為が自然人の人身権を侵害することにより被害者の精神的活動に障害が生じ、それによりもたらされる精神上の苦痛をいう。前者において民事不法行為法（「侵権責任法」）が適用され、後者においては国家賠償法が適用されている。また、国家不法行為における精神的損害の成立要件としては、①国家不法行為（「国家侵権行為」）の存在、②精神的損害の発生、および③両者間の因果関係の成立が挙げられる[3]。

本稿では、中国の国家賠償制度における精神的損害を取り上げる理由は、次の点にある。第一に、歴史的な文化風土、政治制度の異なる日本と中国ではあるが、精神的損害賠償制度が抱える問題（例えば、賠償金額が明確な基準なく裁判官の裁量によって決定されうる点など）は両国に共通なものであると考えられる。今日の中国における精神的損害賠償制度の法的性格を正確に理解することにより、両国の法治主義の形態の相違および長短を発見できるのみならず、今後両国の制度改正にも有意義な参考情報、考察を提供しうる。第二に、日本における同制度に関する紹介の中で、本文中に述べるように、2010年の中国国家賠償法改正により、あたかも救済対象となる精神的損害の範囲が限定されず、全ての精神的損害に及んでいるかのようなものも散見される。しかし、条文を素直に読めばそのような理解は正確でないことが明らかである。第三に、日本では、中国国家賠償制度における精神的損害を取り上げる論攷は、部分的に触れたものも含めて次のような文献が挙げられる。①肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号（2014年）、②辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第10号（1999年）、③趙静波「中国における刑事、人身・精神損害に対する国家賠償の最新動向」ノモス第30号（2012年）、④呉東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号（2012年）、⑤郭越涛「行政賠償を中心とした日中比較」現代社会文化研究No.22（2001年）、⑥王愛群「中国における精神的損害賠償額の算定について」現代社会文化研究No.28（2003年）、⑦宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈[4]」法政論集237号（2010）、⑧アンダーソン・毛利・友常法律事務所「中国法令調査報告書・国家賠償法」（2010年）[5]などである。しかし、①②③④⑤はすべて中国における国家賠償制度全般または法改正に対し概説的に考察したものであり、⑥⑦⑧は数少ない精神的損害賠償に関するまとまった文献であるとはいえ、賠償金額の算定など個別分野に関するものか法令の翻訳かのいずれかである。本稿の対象や視点および問題関心とは異なっている。本稿は、中国の国家賠償における精神的損害賠償制度に特化し、日本法を意識しながら、全面的に考察・分析・紹介しようとするものであり、日本における最初の試みとして学術的価値と研究意義がある。

後述するように、国家賠償は、中国の法体制と中国語文脈の下で誕生した制度であり、中国ならではの特徴をもつ。以下では、「国

家賠償」という用語に対する若干の交通整理をしたうえで、中国の国家賠償における精神的損害賠償制度の由来や発展現状および問題点を順次取り上げていく。

1．日本における国家賠償と中国における国家賠償

周知のように、日本では、基本的人権の一環として、国または公共団体（都道府県･市町村など）の公務員の不法行為によって損害を受けたときには、いかなる人にも、法律の定めるところにより国または公共団体に賠償を求める権利が認められている（日本国憲法17条）。この憲法の規定を受けて制定されたのが国家賠償法である。国家賠償法は、公務員が公権力を行使する職務を行う際に、故意または過失によって違法に他人に損害を加えた場合（1条）、もしくは公の営造物の設置・管理の瑕疵によって他人に損害を生じた場合（2条）に、国または公共団体の行うべき損害賠償を定めている。他方、同じく基本的人権の一環として、逮捕・拘留されたが犯罪の容疑がないとされた者や刑の執行後に裁判で無罪となった者への事後救済制度として、国による刑事補償がある（日本国憲法40条）。この憲法の規定を受けて整備された主な法律が刑事補償法である[6]。

これに対し、中国では、国家賠償とは、国家による権利侵害の損害賠償ともいわれ、国家が公権力行使による権利侵害行為の損害の結果に対して賠償責任を負うことである。1982年制定の現行憲法は、国家機関とその公務員が公民の権利を侵害して損失を被った者は、法律の規定に従って賠償を受ける権利を有するとして、国家賠償の原則を宣言している（41条）。この憲法の規定を受けて、1994年5月12日、第８期全国人民代表大会において、国家賠償法が採択され、翌1995年1月1日より施行された。同法は、「国家機関とその公務員が、法に違反して職権を行使し、公民、法人、その他の組織の合法的権益を侵害して損害をもたらした場合、被害者はこの法によって国家賠償を得る権利がある」と憲法上の国家賠償原則を具現している（２条）。同法では、「行政賠償」と「刑事賠償」の二つを「国家賠償」としている。国家賠償の主な構成部分とされる「行政賠償」とは、行政機関とその公務員が法に違反して行政職権を行使し、公民、法人とその他の組織の合法的権益を侵害して損害をもたらした場合、国家が賠償責任を負う賠償のことである。「刑事賠償」とは、司法機関が誤って勾留、逮捕または判決を行ったことによる国家賠償を指す[7]。

以上の説明からも分かるように、「国家賠償」という文言は、日本においてもまた中国においても公権力による権利侵害の損害賠償を指すという意味で共通している。中国国家賠償における「行政賠償」は、日本の国家賠償法1条1項の定める損害賠償に当たるものであり、「刑事賠償」は日本における刑事補償に当たるといわれる[8]。しかし、ここで注意を要するのは、日本と異なり、中国では、刑事補償法という単独の法律が制定されておらず、刑事補償は「刑事賠償」として国家賠償法の中で取り扱われていることである。言い換えれば、中国では、国家行政機関や法律法規が授権した組織およびその職員による公権力の違法行使のほか、警察機関、検察機関と審判機関を含む国家刑事司法機関およびその職員が刑事司法活動中に起きた違法行為も、国家賠償法の守備範囲内に置かれている。また、少なくとも現時点（2020年）で、立法機関による立法行為や公共施設の設置又は管理の瑕疵による損害に対する賠償は、国家賠償の埒外にあるとされた点においても日本とは

異なっている。

2．精神的損害賠償制度の由来

前述のとおり、1994年制定の中国国家賠償法は1995年1月1日から施行された（同法は、後に改正されたので、以下「1994年法」と称す）。精神的損害につき、1994年法30条は、「賠償義務機関は、法によって、第3条第1号、第2号[9]、第15条第1号、第2号及び第3号[10]に規定する場合の一に該当し、かつ、被害者の名誉権及び栄誉権[11]に損害を生じさせたことを確認した場合は、被害者に対して、権利を侵害した行為の影響が及ぶ範囲内において、影響の除去、名誉の回復及び謝罪をしなければならない」と定めていた。

要するに、1994年法では、救済対象となる精神的損害を正式に定めたものの、人身自由の侵害による名誉権と栄誉権の損害に限られ、その救済方法も、権利侵害行為の影響が及ぶ範囲内において影響の除去、名誉の回復、謝罪に限定し、金銭賠償は認めなかったのである。では、国家賠償法制定当初、なぜ金銭賠償を認めなかったのか。その理由は、次のようなものが挙げられる。第一に、当時の主流学説、すなわち「精神的損害計量不可能説（精神損害無法計量説）」の主張を強く受けていたからである。当該学説は、いかにして精神的損害賠償を計るかは困難なうえ、実行可能性にも欠けているとして、精神的損害賠償の可能性を否定した。第二に、当時の国家賠償に対する基本的考え方も関係している。国家賠償法制定当初、国家賠償の基準と方式は、①適度な補償、②国家の経済と財政上の負担能力への配慮、③簡易な救済の実現という原則に基づき確定するとされていた[12]。すなわち、国家の経済発展の水準と財政上の負担能力を配慮しながら、被害者の被った損害につき、適当な補償をすればよいとされたわけである。こういった発想の下では、財産的損害と異なって客観的に認定されにくいといわれる精神的損害賠償の必要性も有用性もなかなか認められないのであろう。

1994年法の制定と施行は、公民や法人および社会組織が国家賠償を得る権利の保障に役立つのみならず、国家機関とその公務員の法律に基づく職権行使の確保にもつながり、さらには社会矛盾の調和と社会安定に大きな意義をもつとされるが、精神的損害に対する金銭賠償の欠如など問題点もあった。敷衍すれば、①国家の権利侵害行為によって発生する精神的損害は、名誉権と栄誉権以外にも、様々なものが想定できる。それらには救済が及ばないということは、法律の不備である。②人間の精神は肉体よりその価値が高く、その損害を金銭ではかることは、両者の同質化をもたらすことになるが、だからといって、精神的損害に対して、金銭賠償を排除することは、精神の法律上の地位が肉体にも及ばない結果になってしまう[13]。

他方、2001年3月に、最高人民法院は、「民事不法行為における精神的損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈」（「関於確定民事侵権精神損害賠償責任若干問題的解釈」、以下「2001年司法解釈」と称す）を公布した。それにより、中国は民事不法行為における精神的損害に対する賠償制度を確立した。そして2009年12月26日に可決された民事不法行為法（「侵権責任法」）22条によれば、「他人の人身・権益を侵害し、これにより重大な精神的損害が生じた場合に、当該被害者は精神的損害に対する賠償を請求できる」とされる。中国では、立法によって精神的損害に対する賠償を明確に規定したのは、これが初めてである[14]。こういった一連の動きに伴い、行政法学界では、国家賠償システムにおいても当

該制度の導入の適否をめぐり論争が惹起され、反対意見もあったものの、学者の多くは国家賠償法にも精神的損害賠償を組み込むべきであるとしている[15]。

しかし、精神的損害賠償を国家賠償法に取り入れることを直接に促した最大の要因はむしろ当時多発した冤罪事件の処理にあった[16]。精神的損害賠償を全く考慮せずに冤罪事件を事後処理するのは著しく公平性を失うことになると思われるからである[17]。

2010年4月29日、全人代常務委員会は国家賠償法改正を決議し、2010年12月1日より施行された（以下「2010年法」と称す）。今回の改正は、それまで10年余りの実務経験を総括し、問題点を補う形で行われたものである。2010年法では、1994年法の35箇条の条文のうち22箇条の条文について修正を施すとともに、新たに7箇条の条文を付け加えている[18]。

その後、全人大常務委員会はさらに2010年法を改正（2012年10月26日）し、現行国家賠償法が2013年1月1日より施行された。しかし、この改正は、刑事訴訟法の改正を受けて行われたものであり、同法19条における個別字句の調整にとどまっているため、2010年法はほぼ完全な形でそのまま維持されている。以下では、便宜上2010年法に基づき検討することにする。

3．精神的損害賠償制度の現状と問題点

2010年法35条（「精神的損害賠償」）では、「本法第3条[19]又は第17条[20]に定める事由のいずれかに該当し、他人に精神的損害を与えた場合は、権利侵害行為の影響する範囲内において被害者のためにその影響を除去し、名誉を回復させ、謝罪しなければならない。重大な結果（「厳重後果」）をもたらした場合は、相応の精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を支払わなければならない」とされている。

同条の解釈について、救済対象となる精神的損害の範囲を限定せず、解釈上救済対象が全ての精神的損害に及ぶようになったほか、「重大な結果」という限定をしたとはいえ、被害者が国家行為によって精神的損害を受けた場合、金銭賠償を受けることができるとされている[21]。また、同条は、事実上、国家賠償制度に精神的損害賠償制度を組み込んだものであり、国家賠償制度の大きな前進であると評価されている[22]。さらに、精神的損害賠償の立法整備により、政府は人格の尊厳と価値をより一層重視し、人身や財産上の損害賠償制度の不足を補えると同時に、法治主義のさらなる進歩にもつながると期待される[23]。しかし、問題がないわけではない。

第一に、上に述べたように、35条の解釈をめぐり、救済対象となる精神的損害の範囲が限定されず、救済対象が全ての精神的損害に及ぶとされたが、果たしてそうであろうか。再び条文の定め方を見てみよう。2010年法35条は、他人に精神的損害を与えたケースに対し、「本法第3条又は第17条に定める事由のいずれかに該当」するという前提を設けている。逆に言えば、ある国家行為がこの前提要件をクリアできず、すなわち同法3条と17条の定めた人身権侵害事由のいずれにも当たらなかったというような場合、たとえ当該国家行為が公民に何らかの精神的損害をもたらしたとしても、国家賠償の範囲から除外されることになろう[24]。したがって、同条に取り入れた精神的損害賠償は、1994年法と変わることなく、その範囲が依然として人身権侵害に限定されており、その救済対象がすべての精神的損害に及んでいかないととらえた方が素直な解釈であろう。言い換えれば、本条所定の精神的損害賠償請求権は、単独で行使でき

ず、3条と17条の定めた場合に限って認められることになる。この意味では、本条は、ある論者が指摘したように、なお独立した条文にはなっていない[25]。

第二に、「第一に」と関連して、次のようなより抜本的な問題が惹起されている。精神的損害に対する賠償と有形の存在に対する賠償との関係について、前者は後者を条件として存在するのか、それとも前者は独立しても成立するのか。この問題につき、明確に定められているわけではないが、現行法の定め(「本法第3条又は第17条に定める事由のいずれかに該当」するという前提を設けている)を見る限り、または冒頭に紹介した精神的損害の定義(国家の不法行為が自然人の人身権を侵害することにより被害者の精神的活動に障害が生じ、それによりもたらされる精神上の苦痛)とその成立要件(①国家不法行為の存在、②精神的損害の発生、および③両者間の因果関係の成立)を加味すれば、恐らく精神的損害に対する賠償は有形の存在に対する賠償を条件として存在するというふうに解釈するしかないのではないかと思われる。要するに、現行法は、精神的損害賠償を、人身権や身体権および健康権[26]の侵害に基づかせた結果、その範囲が厳しく限定されている。しかし、行政手法の多様化につれて公権力による権利侵害は人身自由権以外にも及び得るし、また後に述べるように、経済の発達や社会の進歩に伴い、人格権の保護範囲も拡大しつつあることを併せて考えると、問題である[27]。

第三に、影響の除去・名誉の回復・謝罪という救済方式の形骸化である。2010年法35条は、精神的損害賠償を、二つの方式に分けて定めている。すなわち、公民の人身権を侵害し、それに精神的損害を与えた場合、影響の除去・名誉の回復・謝罪という方式で、そして侵害の結果が重かった場合に、金銭方式で救済をする[28]。二つの方式の相互関係につき、条文を素直に読めば、国家機関とその職員が職権行使の際に公民に与えた精神的損害には、いわば軽重の別があり、軽微な場合、影響の除去・名誉の回復・謝罪をすればよく、逆に重大な場合に、損害賠償金(「精神損害撫慰金」)の支払いが必要となる(ただし、重大な場合においては、損害賠償金のほか、影響の除去・名誉の回復・謝罪がなお必要か不明である)。ところが、2010年法3条と10条の定めを確認してもらうと、いずれも軽微とは言えず、重大なものばかりであることが明らかである。例えば、3条では、人身権の侵害事由として、次の事項を挙げている。①違法に勾留し、又は公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合、②不法に拘禁し、又はその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合、③殴打、虐待等の行為により、又は他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合、④武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合、⑤公民に身体傷害又は死亡をもたらすその他の違法行為。

ここでは、次のような二つの問題が見えてくる。すでに指摘されたように、2010年法35条は独立した条文ではなく、そこに定めた精神的損害賠償請求権は、3条と17条の定めた場合に限って行使できる。立法上同条を3条、17条とリンクさせた結果、立法者が意図した軽微な精神的損害の賠償方式、すなわち影響の除去・名誉の回復・謝罪は、本来ならば、軽微な精神的損害につき非常に有意義な救済ツールとなるはずであったが、重大なケースばかりということで発動・活用されにくく、事実上独立した救済手段としての意義を失っ

てしまっている。さらに、3条は、人身権侵害の事由を、例示列挙をしておきながら最後の号に定めきれないと思われる事項については、「その他の違法行為」などの形でカバーしている。しかし、いずれも「違法性」を求めているので、適法に行われたが公民に何らかの精神的損害をもたらした国家行為に影響の除去・名誉の回復・謝罪を求めるのは難しいのであろう。これらは、明らかに立法上の不備である[29]。

第四に、「重大な結果」とは何か。2009年12月26日に可決された民事不法行為法（「侵権責任法」）22条によれば、「他人の人身・権益を侵害し、これにより重大な精神的損害が生じた場合に、当該被害者は精神的損害に対する賠償を請求できる」とされる。この民事上の精神的損害賠償制度の延長として、2010年法35条は精神的損害賠償（「精神損害撫慰金」）につき「重大な結果」という要件を設けたが、問題は、ここでいう「重大な結果」をどう判断するかということである。「重大な結果」は、不確定概念として、明確に定義されにくいこともあり、加えてそれに関する司法解釈はいまだに打ち出されていないため、その認定につき、すべて司法実務に委ねられている。その結果、多種多様な「重大な結果」論が出回っているが、最大公約数的にまとめてみると、目下、実務では、一応生命権、身体権と健康権の順に侵害の有無を見ることにより判断されているようである。この三つの権利のいずれかに対して侵害が認められれば、「重大な結果」に当たると推定するが、逆に単に人身自由権侵害によりもたらされた精神的損害ならば、被害者が「重大な結果」に達していることを証拠をもって挙証しない限り認定できないとされている[30]。近年、行政法学界からは、侵害された権利の類型ごとに、つまり生命権、健康権、身体権、人身自由権、名誉権などに基づき具体的に認定すべきであるという提言もなされている[31、32]。

第五に、「相応」とは何か。35条は、前述のように、国家機関とその職員が職権行使の際にして、公民に精神的損害を与え、重大な結果をもたらした場合、相応の精神的損害の慰謝料を支払わなければならないとしているが、「相応」とは何か、その判断の基準につき、何も定めていない。また、国家賠償法の制定を受けて公布された「国家賠償費用条例」と「人民検察院国家賠償工作規定」も、この問題に対する明確な回答を避けており[33]、実務においてそれをどう判断するかという課題が残される。精神的損害賠償の算定に際し、「相応」という抽象的な基準だけでは極めて計算しにくいため、司法現場では目に見える客観的な計算基準を取り入れ始めている。例えば、山東省日照市では、2000元を下限に、上限前年度サラリーマンの標準給与収入の6倍の間で、裁判官がケースバイケースで算定するとされる。北京、上海、江蘇などでは、特殊な状況を除き、原則として5万元を上限としている。広東省では、主に人身自由の受けた侵害時間の長さに基づき精神的損害賠償の具体的金額を計算する。浙江省では、人身自由権と生命健康権に対する損害賠償総額の50％を基準に、個別案件の具体的状況を勘案しつつ、人身自由権と生命健康権に対する損害賠償総額を超えない範囲内で計算するとされる[34]。

ここまで述べてきたように、現場の対応がばらばらであり、精神的損害賠償の計算基準が地方によって異なっている。財産的損害と違って、精神的損害は客観的に認定しにくいとはいえ、統一的な計算基準の定立が必要であろう。

4．精神的損害賠償制度の今後

(1) 救済対象となる精神的損害の範囲について

国家賠償における精神的損害の賠償範囲とは、公民は、国家機関やその職員により合法的権益が侵害され、損害がもたらされた場合、国に精神的損害賠償責任を負うよう要求できる範囲のことを指す。冒頭に述べたように、2010年の法改正により、救済対象となる精神的損害の範囲が限定されず、全ての精神的損害に及ばせることが可能であるとする見解が見られるが、そのような理解は正確でない。現行法が35条を3条、17条とリンクさせた結果、中国における精神的損害賠償は、事実上人身自由権の侵害に限定され、3条と17条が挙げた諸事項によりもたらされた人身傷害や死亡の場合にしか請求できないことになっている。しかし、日本法がそうであるように、精神的損害は人身自由権のほか、財産権が侵害される場合などにも生じうる。例えば、特殊な意味を持つ物品は、その持ち主にとっての特殊な意味が当該物品の価値をはるかに超えている場合もありえよう。このような場合、精神的損害を完全に無視して賠償するのは不合理のようにみえる。国家機関やその職員による財産権に対する侵害は、確かに主に物質的損害をもたらすが、だからといって、精神的損害の存在を一切排除することはできない。筆者は、国家の不法行為により被害者の人格象徴的意義のある財産が損害を受けた場合、現行法上被害者が精神的損害賠償請求を提起するのは難しいが、司法実務において、被害者が人格象徴的意義のある財産を持って被害を受け、しかも巨大な精神的損害を受けたという十分な証拠がある場合に、損害賠償の中で適切かつ合理的に配慮する必要があると思う。すなわち、被害を受けた財産に関する損害額について、精神的損害分も加味して、より高く算定がなされるべきである。

したがって、今後国家賠償法を改正するにあたって、救済対象となる精神的損害の範囲を適当に広げることを提案したい。その際、現行民事不法行為法（「侵権責任法」）の規定は極めて参考になる。再び引用すると、「他人の人身・権益を侵害し、これにより重大な精神的損害が生じた場合に、当該被害者は精神的損害に対する賠償を請求できる」(22条)。ここからも分かるように、同法では、人身権のほか、その他の権益侵害をも精神的損害賠償の対象としている。また、2001年司法解釈も、財産権侵害に対して精神的損害賠償を請求できないという従来の理論を軌道修正し、「人格を象徴する意義を有する特定の記念物が、不法行為により永久的に滅失または毀損され、その所有者が不法行為を理由に、人民法院に対して精神的損害の賠償を求めて訴えを提起する場合、人民法院は受理しなければならない」（4条）としている。

(2) 精神的損害に対する賠償と有形の存在に対する賠償との関係について

周知のように、経済の発達や社会の進歩に伴い、人格権の保護範囲も拡大している。近年、法律で氏名権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権及び他の人格権のすべての人格権を丁寧にカバーしきれない場合において、損害が一定の程度に達した場合、裁判官は一定の自由裁量権を行使し、被害者に影響を排除し、名誉を回復し、謝罪すると判定したケースが出てきた[35]。しかし、前に述べたように、現行法では、精神的損害に対する賠償を有形の存在に対する賠償とリンクし、前者を後者に基づかせているため、単独でこれらの権利侵害を理由に精神的損害賠償を請求することはできない。大きな課題であり、改正されるべきであると思われる。近年、行政法学界で

は、精神的損害賠償制度が単独でも成立しうることを前提に、国家賠償法における人身損害賠償から切り離し、後者の発生を条件とせずにして、現行法に対する拡張解釈や改正によりその請求範囲に関する諸制限をすべて取り除くことが提言されている[36]。この提言は、国家賠償において、精神的損害は独立の法益なのかそれとも従属的な法益なのかという大きな課題を抱えているが、極めて示唆に富んでいる。少なくとも司法実践において精神的損害賠償を認定するにあたって、より柔軟な態度と姿勢が求められよう。

(3) 精神的損害賠償の請求人（原告適格）について

現行法では、誰が精神的損害賠償を請求できるかにつき明確に定めたわけではない。とはいえ、35条を3条、17条とリンクさせた定めぶりから見ると、精神的損害賠償を請求できる資格、すなわち原告適格を自然人（「公民」）、しかも生きている自然人にしか与えていないことは明らかである。法人またはその他の組織が除外されている理由として、精神的損害とは、生理上または心理上の苦痛を指すものなので、自然人しかそれを享受できないこと、また、死者が除外された理由として、民法上の通説から影響を受け、死者が権利能力を持たないため、自ずから民事法律関係の主体にはならないし、当然精神的損害賠償の主体にもなれないとされる[37]。

法人またはその他の組織を精神的損害賠償の請求人から除外するという発想は、民事法にも共通している。2001年司法解釈によると、法人またはその他の組織が人格的権利の侵害を理由に、精神的損害の賠償を求めることができないとはっきりとその原告適格を否定している（5条）。これに対して、死者の場合、自然人が死亡した後はもう権利能力を持たないし、当然精神的損害をも受けられないが、その死亡により近親族が精神の苦痛を被ることがあり得る。また、死者の人格的利益を損ない、死者の人格を貶めることは遺族の感情を害することになる。そのため、2001年司法解釈3条では、自然人が死亡した後、その近親族が以下の侵害行為によって精神的苦痛を受けた場合、人民法院に対して精神的損害の賠償を求めて訴えを提起することが認められる。①侮辱、誹謗、貶めること、醜悪化または社会公共利益、公衆道徳に違反するその他の方式で、死者の姓名、肖像、名誉、栄誉を侵害する場合。②死者のプライバシーを違法に暴露、利用し、または社会公共利益、公衆道徳に違反するその他の方式で死者のプライバシーを侵害する場合。③遺体、遺骨を違法に利用、毀損し、または社会公共利益、公衆道徳に違反するその他の方式で遺体、遺骨を侵害する場合。また、原告適格については、自然人が不法行為により死に至り、または自然人が死亡した後にその人格又は遺体が侵害された場合、死者の配偶者、父母および子女に、配偶者、父母および子女が存在しない場合、その他の近親族に与えている（7条）。

今後、国家賠償における精神的損害賠償の範囲を見直す場合、死者の人格的利益侵害をも視野に入れて検討すべきであろう。

(4) 影響の除去・名誉の回復・謝罪という賠償方式について

すでに指摘したように、現行法では、立法者が意図した軽微な精神的損害の救済方式、すなわち影響の除去・名誉の回復・謝罪は、事実上独立した救済手段としての役割を発揮することができない。また、それと損害賠償金（「精神損害撫慰金」）の支払いとの相互関係も必ずしも明瞭とは言えない。例えば、侵害の結果が重大な場合、被害者が損害賠償金にあわせて、影響の除去・名誉の回復・謝罪をも請求できるか不明である。すべて立法

上の不備によりもたらされたものと考えられるが、このような立法上の不備を克服させるためには、現行法を改正するしかない。その際、次の実定法上の規定が大変参考になる。2001年司法解釈8条では、不法行為により他人に与えた精神的損害を二つの場合に分けて定めている。すなわち、重大な結果を惹起していない場合と重大な結果を惹起した場合である。前者において、被害者への救済措置として人民法院は権利侵害者に侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪を判決で命じることができる。後者においては、人民法院は権利侵害者が侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪などのほか、被害者の請求に基づいて権利侵害者に相応の精神損害撫慰金を賠償するよう判決で命じることができる。

2001年司法解釈は、不法行為により他人に与えた精神的損害を、軽重二つの場合に分けておいたうえ、軽微な侵害について謝罪などを、そして重大な侵害については賠償金の請求を定めた点で優れている。こういった工夫により、影響の除去・名誉の回復・謝罪は独立した救済手段として正式に認められることになったのみならず、二つの救済方式の相互関係も明確になっている。

(5) 精神的損害賠償の計算基準について

現行法では、精神的損害の賠償につき、「重大な結果をもたらした場合は、相応の精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を支払わなければならない」としたが、賠償金の計算基準については何ら規定をも設けていない[38]。その結果、「重大な結果」とは何か、「相応」の判断基準など、すべて司法現場の解釈と判断に委ねられている。しかし、前に述べたように、現場の対応がばらばらであり、精神的損害賠償の計算基準が地方によって異なっている。全国的に統一的な計算基準の定立が強く求められている。

財産的損害と違って、精神的損害は客観的に認定しにくいことに加え、事案が複雑であり、事件によってその賠償基準も異なり得るが、公平性と公正性の見地から見れば、ある程度まで確定しておく必要があるのではないかと思われる。2001年司法解釈10条では、民事上の精神的損害賠償につき、その金額は次の要素に基づいて確定するとされている。①権利侵害者の故意過失（「過錯」）の度合い、②侵害の手段、状況、行為の方法等の具体的な情状、③不法行為が惹起した結果、④権利侵害者の利益を得た状況、⑤権利侵害者が責任を負う経済能力、⑥訴訟を受理した法院所在地の平均的生活水準。行政法学界では、かねてより、①国家機関とその職員の故意過失（「過錯」）の度合い、②侵害の具体的な情状、③被害者の被った精神的損害の程度と結果との三つの要素を加味しつつ、国家賠償における精神的損害賠償を計算すべきであると指摘されてきている[39]。また、最近の司法実務においても、この見解に沿って判決を下す裁判例が見られる[40]。

2014年7月29日、最高人民法院は「人民法院賠償委員会による国家賠償事案の審理における精神的損害賠償の適用の若干問題に関する意見」（「人民法院賠償委員会審理国家賠償案件適用精神損害賠償若干問題的意見」、以下「意見」と称す）を公布した。

意見は、精神的損害について、いわゆる一般的損害と重大な結果に分けたうえ、影響の除去・名誉の回復・謝罪と損害賠償金の支払いを厳格に区分し、精神的損害が生じたが重大な結果には至っていない場合に前者が適用されるとし、重大な結果がもたらされた場合には、前者のほか、損害賠償金（「精神損害撫慰金」）の支払いをも行わなければならないとしている。さらに、１箇条を割いて、影響の除去・名誉の回復・謝罪という救済方式

は、単独で適用することもできるし、損害賠償金の支払いとの併用も許されると明言している（「六」）。

また、これまで不明確であった精神的損害賠償の計算基準について、次のような要素を十分勘案したうえ確定するよう求めている。①精神的損害の事実と重大な結果の具体的な状況、②国家機関とその職員の違法や故意過失（「過錯」）の度合い、③権利侵害の手段や方式など具体的な情状、④罪名·刑罰の軽重、⑤誤りを是正するプロセス、⑥賠償請求人の住所所在地の平均的生活水準、⑦賠償義務機関の所在地の平均的生活水準および⑧その他考慮すべき事項である。

同意見は、人民法院内部のガイドラインに過ぎず、法的効力が認められるわけではないが、国家賠償システムにおける精神的損害賠償制度を見直すための幾つかの方向性を示している。今後、民事上の試行結果、行政法学界の研究成果と意見の示した方針などを踏まえつつ、法改正または司法解釈という形で、国家賠償における精神的損害賠償の計算基準を明確に示すことを提案したい。

おわりに

2019年1月7日、中国東北部の吉林省の高等人民法院で1994年に死刑判決を受けた元死刑囚である劉忠林の殺人罪が冤罪だったことが確定したとして、その賠償金として国家が劉に約460万元（7400万円相当）を支払ったことが明らかになった。そのうち、精神的な苦痛に関する賠償額が197万5552元、肉体的な自由が拘束されたことへの賠償額が262万4448元であった。冤罪の国家賠償額としても、また精神的損害賠償額としても中国では最高額を記録している。

しかし、本文中の論述からも分かるように、精神的損害賠償は中国の国家賠償システムにおいて依然として人身自由権の侵害にリンクされている。その結果、本来、人身権や財産権と対等であるはずの人格権を人身権などに依存する権利に矮小化し、人格権の法律における地位を低下させるのではないかと危惧される。

今日では、国家賠償における精神的損害賠償は、補助的な救済手段に過ぎず、独立した救済制度とはなっていない。それには、現行法の賠償適用範囲に関する規定の不備や制限、研究や理論蓄積の不足、さらには国家財力の制約などの諸要因が考えられるが、基本的人権の保護を強化しようとする現代法の精神を考えると、今後適時に、国家賠償法に対する改正作業や司法解釈の制定が欠かせない。そのためには、憲法や民事法上諸観点への渉猟やフォローを含めて、より一層の情報収集や緻密な理論分析が必要である。

同時に、個別の論点として次のようなものも挙げられる。冒頭に触れた国家不法行為における①権力的行為と非権力的行為、②法律行為と事実行為、③作為と不作為との三軸につき、それぞれの軸が交叉する構造に対する分析が必要である。また、「重大な結果」を柔軟に解釈すると「無過失責任賠償」に接近することになる。そうだとすれば、侵害者に「侵害行為がなかった」ことの挙証責任・立証責任を負わせて良いかという問題が出てくる。なお、諸制限により本稿は理論紹介や分析に終始し重要な判例分析には至っていない。

これらを、今後の課題とする。

注

1　『法律学小辞典〔第５版〕』（有斐閣、2016年）762頁。

2　謝鴻飛《精神損害賠償的三個関鍵詞》法商研究2010年第6期12頁。ちなみに、謝鴻飛氏は、さらに前二者の肉体的痛みと精神的苦痛を「積極的損害」とし、後者の生活上の楽しみの喪失を「消極的損害」としている。

3　馬懐徳、張紅《論国家侵権精神損害賠償》天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月63-64頁。また、両者の相違について、次のように指摘されている。①権利の侵害主体・被侵害主体間の地位が異なる。前者が、平等な主体間に起きる。後者が、公権力または公有公設施設と行政の名宛人の間に起きる。しかも、損害を被るのは行政名宛人のみになっている。②精神的損害の範囲と程度が異なる。一般的に、後者の場合は、その範囲がより広くその程度がより厳重である。③賠償責任主体が異なる。前者の場合、普通の公民、法人とその他の組織となるが、後者となると、国家のみである。詳しくは、同文献63-64頁参照。

4　中国において、司法解釈とは、最高人民法院と最高人民検察院が発する公文書であり、重要な法源とされている。かつては内部通達として部外秘とされていたが、近年一般公開とされ、中国法理解にとってこれを視野に入れることは不可欠とされている。特に、最高人民法院によるそれは、裁判規範として司法実務において極めて重要な役割を果たしている。詳しくは、木間正道ほか『現代中国法入門〔第5版〕』（有斐閣、2009年）102頁参照。

5　www.amt-law.com/pdf/china3_1_pdf/200810_11.pdf（2020年3月20日アクセス）。

6　日本では、「刑事補償は、無過失責任であるが身体の自由の拘束に補償が限定され、国家賠償は、過失責任であるが賠償の範囲が財産的および精神的損害に及び、要件に該当すれば双方を求めることができる」とされる。詳しくは、辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第10号54頁参照。

7　「中国の司法制度」japanese.china.org.cn/ri-sifa/10-1.htm（2020年3月20日アクセス）。

8　辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第10号57頁。

9　第3条　行政機関及びその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

（1）違法に勾留し、又は公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合

（2）不法に拘禁し、又はその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合

10　第15条　捜査、検察、裁判、監獄管理の職権を行使する機関並びにその職員が職権を行使するときに次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

（1）犯罪の事実がないか、あるいは事実の証明がないか、犯罪の重大な疑いがある者に対する勾留を誤った場合

（2）犯罪の事実がない者に対する逮捕を誤った場合

（3）裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による刑罰がすでに執行されている場合

11　ここにいう名誉権とは、人格権の一種であり、人がみだりにその名誉を害されない権利である。他方、中国では、栄誉権について、民法通則第102条により、「公民および法人は、栄誉権を有し、公民および法人の栄誉称号を不法に剥奪することを禁止する。」と規定されている。

12　馬懐徳、張紅《論国家侵権精神損害賠償》天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月64-65頁。

13　呉東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号135-136頁。

14　肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号193 - 194頁註解（10）。

15　馬懐徳、張紅《論国家侵権精神損害賠償》天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月63頁。

16　董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陥与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月94頁。

17　例えば、著名な「処女売春案」（陝西省のある処女が警察の杜撰な捜査で売春の嫌疑をかけられ、15日間の勾留処分を受けた冤罪事件）においては、精神的損害賠償請求が無視された結果、被害者に与えられた賠償金は交通費など諸費用を除いて、わずか74.66人民元であった。

18　新設された7箇条の条文は、すべて申請の受理、賠償義務機関による賠償請求人の意見聴取、賠償内容に関する協議など賠償手続に関するものである。

19　第3条（人身権侵害事由）：行政機関及びその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

（1）違法に勾留し、又は公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合

（2）不法に拘禁し、又はその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合
（3）殴打、虐待等の行為により、又は他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
（4）武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
（5）公民に身体傷害又は死亡をもたらすその他の違法行為

20 第17条（人身権侵害事由）：捜査、検察、裁判の職権を行使する機関及び留置場又は監獄管理機関並びにその職員が職権を行使するときに次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。
（1）刑事訴訟法の規定に違反し、公民に対し勾留措置を講じた場合、又は刑事訴訟法に定める条件及び手続に従い公民に対し勾留措置を講じたが、勾留期間が刑事訴訟法に定める期間を超え、その後事件の取消、不起訴が決定され、又は判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合
（2）公民に対し逮捕措置を講じた後、事件の取消、不起訴が決定され、又は判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合
（3）裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による刑罰がすでに執行されている場合
（4）拷問により自白を強要し、又は殴打、虐待等の行為により、もしくは他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
（5）武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合

21 呉東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号136頁。

22 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号194頁。

23 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陥与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月94頁。

24 例えば、冒頭に述べたように、日本法の下では、長年生活を共にした愛犬を殺されたケースのように、財産権の侵害の場合にも一応精神的損害賠償が認められる場合があり得るが、中国では、国家賠償法3条と17条所定の人身侵害事由に当たらないため、認められないことになる。

25 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陥与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月94頁。

26 身体権とは、近代国家で認められている人権の一つであり、人が不法に身体を傷つけられることのない権利である。これに対して、現行法を拡張解釈することにより導き出される健康権とは、健康に生きる権利のことである。詳しくは、木間正道ほか『現代中国法入門〔第5版〕』（有斐閣、2009年）170頁参照。

27 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陥与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月98頁。

28 ある論者は、この二つの方式のことを「精神方式」と「物質方式」としている。詳しくは、蒲偉「国家賠償中的精神損害問題」人民検察2014年第2期40頁。

29 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陥与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月94-95頁。なお、董氏は、これらの問題を国家賠償法の立法ミスとしている（94頁）。

30 蒋成旭「論国家賠償中的精神的損害厳後果—以指導案例42号為中心」時代法学第13巻第3期2015年101頁。

31 闫志開「国家賠償中精神損害撫慰金的適用問題」行政法学研究2012年第1期106-108頁。

32 行政法学界では、35条にいう「重大な結果」の認定基準をめぐる研究は国家賠償における精神的損害賠償研究の中で最もホットテーマの一つであるといわれる。蒋成旭「論国家賠償中的精神的損害厳後果—以指導案例42号為中心」時代法学第13巻第3期2015年100頁。ちなみに、同様の指摘は民事不法行為による精神的損害賠償に対してもなされている。詳しくは、周中挙「論我国精神損害賠償責任方式之完善」社会科学研究2010年2月122頁。

33 杜儀方「国家賠償中的“相応”精神損害撫慰金」浙江学刊2015年第1期141頁。

34 杜儀方「国家賠償中的“相応”精神損害撫慰金」浙江学刊2015年第1期145頁。

35 劉志遠『中国刑事賠償原理与実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）165頁。

36 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陥与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月93頁。

37 馬懐徳、張紅《論国家侵権精神損害賠償》天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月66頁。

38 対照的に、例えば、生命健康権が侵害された場合の賠償金の計算基準として、「身体傷害をもたらした場合は、医療費及び介護費を支払い、かつ休業により減少した収入を賠償しなければならない。減少した収入の日ごとの賠償金は、国の前年度の職員・労働者の1日あた

りの平均賃金の5倍とする」（34条）と具体的に定められている。

39 馬懐徳、張紅《論国家侵権精神損害賠償》天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月67頁。

40 杜儀方「国家賠償中的“相応”精神損害撫慰金」浙江学刊2015年第1期145頁。

参考文献

日本語文献

①肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号（2014年）

②辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第10号（1999年）

③趙静波「中国における刑事、人身・精神損害に対する国家賠償の最新動向」ノモス第30号（2012年）

④呉東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号（2012年）

⑤郭越涛「行政賠償を中心とした日中比較」現代社会文化研究No.22（2001年）

⑥王愛群「中国における精神的損害賠償額の算定について」現代社会文化研究No.28（2003年）

⑦宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈」法政論集237号（2010）

⑧アンダーソン・毛利・友常法律事務所「中国法令調査報告書・国家賠償法」2010年5月31日（www.amt-law.com/pdf/china3_1_pdf/200810_11.pdf。2020年3月20日アクセス）

⑨木間正道ほか『現代中国法入門〔第5版〕』（有斐閣、2009年）

中国語文献

①謝鴻飛《精神損害賠償的三個関鍵詞》法商研究2010年第6期

②馬懐徳、張紅《論国家侵権精神損害賠償》天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月

③董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陥与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月

④蒲偉「国家賠償中的精神損害問題」人民検察2014年第2期

⑤蒋成旭「論国家賠償中的精神的損害厳後果—以指導案例42号為中心」時代法学第13巻第3期2015年

⑥杜儀方「国家賠償中的“相応”精神損害撫慰金」浙江学刊2015年第1期

⑦周中挙「論我国精神損害賠償責任方式之完善」社会科学研究2010年2月